

沖縄戦 79 年 憲法施行 77 年 講和条約 72 年 沖縄復帰 52 年

☆沖縄の心は戦争につながるものを拒否します

◆ 6月23日は沖縄県が制定した「慰霊の日」です

沖縄の歴史上、最も悲惨な出来事は、1945年（昭和20年）3月から日本の敗戦日以降も続いた「沖縄地上戦」でした。米軍が沖縄に上陸しても日本軍は住民を守らず、何と沖縄の人口の4分の1の命（20万人以上）が犠牲となりました。

2022年2月からのウクライナ・ロシア戦争、さらに2023年10月からはイスラエルのガザ地区への攻撃が続き、多くの子どもたちを含めた市民たちの犠牲に心が痛みます。沖縄戦での悲惨さが重なります。

◆ 美しい沖縄の海や山を壊して、軍事基地を造り続けています

このような中で、政府は日本国も「中国からの脅威」がある！「台湾有事」！とあおり立て、軍備拡張が必要だと唱えています。美しい沖縄の海や山を壊し、沖縄県民の民意を無視して、辺野古の海を埋め立てて、戦争するための米軍の軍事基地を造り続けています。基地設計変更の承認権限を沖縄県知事から奪い、代わりに国が手続きを進め（代執行）、1月10日、完成する見込みがない「マヨネーズ並み」の軟弱地盤がある大浦湾側の埋め立て工事に着手しました

◆ 南西諸島（琉球弧）が軍事基地化されています

自衛隊がこれまではなかった鹿児島県・奄美、与那国、宮古、石垣の島々を含む琉球弧に、自衛隊のミサイルが配備されました。今年3月30日、沖縄本島うるま市・陸上自衛隊勝連分屯地（19ヘクタール）にもミサイルが配備され、これら「第七地対艦ミサイル連隊」の本部となりました。新たな官舎が完成し、200人以上の自衛官が配備されました。

ミサイル配備断念を求める、多くのうるま市民の反対運動にもかかわらずです。

◆ うるま市の自衛隊訓練整備計画が中止されました

さらに昨年12月、同じうるま市石川にあるゴルフ場跡地（20ヘクタール）を自衛隊訓練場にする整備計画が浮上しました。「青少年の家」（こども青年の研修施設）や住宅街が隣接する場所です。勝連の陸上ミサイル連帯のための訓練や、米軍との共同訓練にも使われる可能性が高まりましたが、地域住民の反対からうるま市民全体、各自治会の総意に、さらに県民全体に「閑静な住宅街に自衛隊基地を造ることは認めない」と一致して反対運動が展開され、その結果4月11日、防衛庁より「計画の断念」の発表がありました。

◆ 沖縄の心とは、戦争につながるものを拒否することです。 NO WAR！ 「命こそ宝」（ヌチドウタカラ、何よりも大切なのは命）です！ 私たちはこの「沖縄の心」をもって、平和行進しています。



二〇二四年六月九日（日）護憲平和行進（通算688回目）
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。：

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。：

第九条 戦争の放棄

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第十一条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第九十七条

この憲法が日本国民に保証する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。